

知っておきたい 国民健康保険

国・制度に関すること

住民課国保年金班 ☎(84)12114
・納税に関すること
税務課収納対策班 ☎(84)12112

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

修学のため、家族と離れて他の市区町村に住むとき

修学のため、他の市区町村へ転出する方は、届出により横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。この場合は、すでに在学されている方も含めて、毎年届出が必要です。

手続きに必要なもの

①在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)

②個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

※学校を卒業後、他の保険に加入したときは、資格喪失の手続きを行ってください。

資格確認書等の再発行

資格確認書、資格情報通知書または被保険者証を紛失したり、誤って破いたりしてしまったときは、再発行することができます。

③個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
※①②③ともに他の健康保険に加入した方全員分のものが必要です。

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの1年分を8期に分けて納付します。

①本人確認ができる証明書(運転免許証など)
②個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

基づく滞納処分を受ける場合がありますので、お早めに納付してください。

高額療養費支給申請のお忘れはありませんか

1か月(月の初めから終わりまで)の医療費(保険適用となる費用で、食事代や差額ベッド代などの自費分は対象となりません。)が自己負担限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、診療を受けた月のおおよそ2か月後に住民課国保年金班から高額療養費支給申請のお知らせを送付しますので、通知が届きましたら、忘れずに申請をお願いします。



軽自動車等の廃車手続きは3月中に

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)、小型特殊自動車(農耕用作業車・フォークリフト等)、ミニカー、二輪車(オートバイ)、三輪以上の軽自動車を毎年4月1日時点で所有する方に課税される税金です。

廃車・譲渡・盗難・転出などにより軽自動車などを所有しなくなった場合でも、3月中に廃車手続きをしないと、令和7年度も1年分課税されます。年度途中で廃車手続きをしても、月割りでの還付はありません。なお、納税通知書は5月上旬に発送します。

車種	手続き・問い合わせ
○原動機付自転車(125cc以下) ○特定小型原動機付自転車(0.6kW以下) ○小型特殊自動車(農耕用・その他) ○ミニカー	税務課住民税班 ☎84-1212
○二輪車(125ccを超えるもの)	関東運輸局千葉運輸支局 [千葉市美浜区新港198] ☎050-5540-2022(音声ガイド)
○軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会千葉事務所 [千葉市美浜区新港223-8] ☎050-3816-3114(音声ガイド)

※土・日曜日、祝・休日を除く